

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度の保険料について

6月に保険料額をお知らせします

平成29年度の保険料は、6月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

均等割額 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割率 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 所得の少ない方は、世帯主の方や被保険者の方の前年の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」のいずれかを選ぶことができます。
 口座振替を希望される方は、役場健康推進課健康保険係にお問い合わせください。

- ※保険料のお支払いが困難な場合は、役場健康推進課健康保険係へご相談ください。
- ※災害や失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
 役場健康推進課健康保険係 ☎ 482-2935 (課直通)

野外での活動 身近な感染症に注意！

暖かくなってくると野外での活動も増えてくる時期ですが、野外で過ごすときに気を付けたい身近な感染症を紹介します。本町でも「エキノコックス症媒介動物疫学調査」に提供したキツネからのエキノコックス症感染報告がありますが、野生動物以外にも感染した小動物を食べた飼い犬や飼い猫の感染も道内で報告があります。ペットは病院で検査し、感染している場合は駆除剤でエキノコックスを駆除することができます。飼い主の方の身の安全のためにも、放し飼いはやめましょう。また、早期発見のためにも5年に1度のエキノコックス症検査を受けるようにしましょう。

□エキノコックス症

感染したネズミ(エキノコックスが幼虫で存在)を食べたキツネなど(エキノコックスが体内で成虫になり産卵)が出したフンに含まれる卵を口にする事で感染します。人間やネズミは卵でのみ感染し、腸で孵化した幼虫が肝臓などに寄生して体内で増えていきます。感染すると数年から10数年くらいは無症状ですが、進行すると上腹部の不快感などが現れ、最終的に重度の肝機能障がいが起こります。感染を防ぐには、手洗い、野外の山菜などは良く洗うか十分加熱するなどがありますが、早期発見と治療が何よりも大切です。

検査は5年に1度の血液検査で、小学校3年生以上の町民の方は町の総合健診でどなたでも受けることができます(検査料は無料ですが事前予約が必要です)。

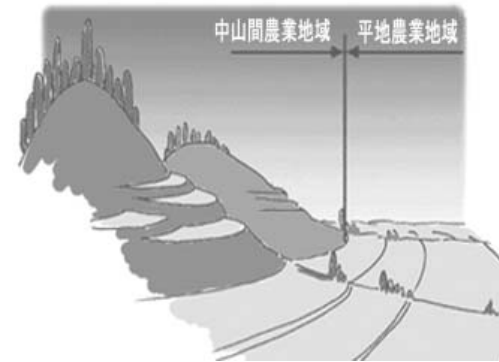
□ライム病

病原体を持つ野生動物の血を吸ったマダニにかまれることにより感染します。一般的にかまれたまま2日以上経つと感染しやすいといわれています。潰すとマダニの体液が体内に注入されて感染の確率が高まってしまうので、できるだけ早く病院で取ってもらうか、ピンセットなどでダニの頭か口をつまみ、引き抜くなどして取り除きます。感染するとインフルエンザのような症状、刺咬(しこう)部の皮膚紅斑、関節炎など、さまざまな症状が起こります。

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎ 482-2935 (課直通)

ご存じですか？ 地域農業を守り育てる

中山間地域等直接支払制度



中山間地域等直接支払制度は平成12年度に第1期が始まり、平成26年度の第3期終了まで15年間にわたって実施されました。平成27年度からは、新たに第4期対策(平成27～31年度)が始まっています。この制度では、国(50%)、北海道(25%)、町(25%)がそれぞれの負担率で農業者の方などに直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図ります。内容を皆さんにお知らせします。

「中山間地域等」とは、平野の外側の周辺部から山間地までのことを指しています。全国土の7割程度の面積を占めていて、総人口の約14%が生活する地域であり、弟子屈町もこの地域に当てはまります。

農業生産額、農家数、農地面積では、全国の約4割を占め、日本の農業・農村の中で重要な地位を占めています。

中山間地域等直接支払制度

山間などの農業・農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかし、こうした地域は高齢化が進む中、農地に傾斜地が多い、積算気温が著しく低く草地の占める割合が高いなど、平地に比べ農業として生産条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じています。これらの地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるように、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことで、多面的機能の確保を図るための制度です。

制度の対象となる活動

対象となる活動は、集落協定に基づいて5年間以上継続される農業生産活動などに加え、多面的機能を増進する活動として、集落が実態に合ったものを選択して実施されます。

この農業生産活動などと多面的機能を増進する活動を合わせて共同取組活動といえます。これらの農業生産活動などを行う農業者の方

本町は、積算気温が2千300℃未満と極めて低い気象条件にあり、草地が耕地面積の80%以上を占める草地率の高い酪農地帯となっています。

などの間で、対象とする農地の範囲と共同取組活動の内容を規定した集落協定を締結することで、農地面積に応じて交付金が交付されます。交付金は共同取組活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分されます。

制度の趣旨の実現のためには、個々の農家の取り組み以上に、集団による取り組みが有効であることから、集落ぐるみの取り組みを推進することが重要なポイントとなっています。

平成27年度から始まった本町の取り組み

本町は、町内全域を一つの集落として「弟子屈集落協定」を締結し、平成28年度は130戸の農家や農業生産組合などが参加しました。

平成27年度からは、集落活動への女性や若者の参加を促進することをポイントとした一部制度改正があり、本町でも農業青年の活動を支援する取り組みなどを加えて実施されています。

また、中山間地域等直接支払制度は日本型直接支払制度の一つとして法律に基づいた制度に変わり、安定的な措置として実施されることになりました。

今後この制度を活用し、地域農業の発展と地域経済の向上につながる取り組みを実施したいと考えています。

農業関係者、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

<h3>本町の28年度 取り組み状況</h3>	弟子屈集落の平成28年度の対象草地面積は73,962,339㎡で、交付金総額は1億1,094万3,508円(交付単価1.5円/㎡)となっています。うち共同取組活動費に6,942万4,285円を配分し、農業者の耕作面積に応じて支払う個人配分とで約50%ずつに分けて使用しました。
<h4>【実施した主な共同取組活動】</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 良質な粗飼料の生産と収量の向上を図るための草地更新への助成。(3,547万4,000円) ● 地場産牛乳のPRおよび商品開発、町民還元牛乳の配布など。(54万8,000円) ● 農業青年活動に対する支援。(16万1,000円) ● 公共牧場の利用促進と牛の環境改善のための施設整備など。(474万5,000円) ● 農村景観整備のためのヒマワリ畑の設置や施設花壇整備。(300万円) ● 健康な牛馬を育成するための予防接種。(638万1,000円) 	
この制度は、日本の農業政策上重要な取り組みです。農業者の方に直接交付金を支払うことから、町民の皆さんの理解の下、明確かつ合理的・客観的な基準により透明性を確保して実施しなければなりません。こうした観点から、集落の概要や実施状況を今後も公表していきます。	

問い合わせ先/役場農林課農政係 ☎ 482-2936 (課直通)